

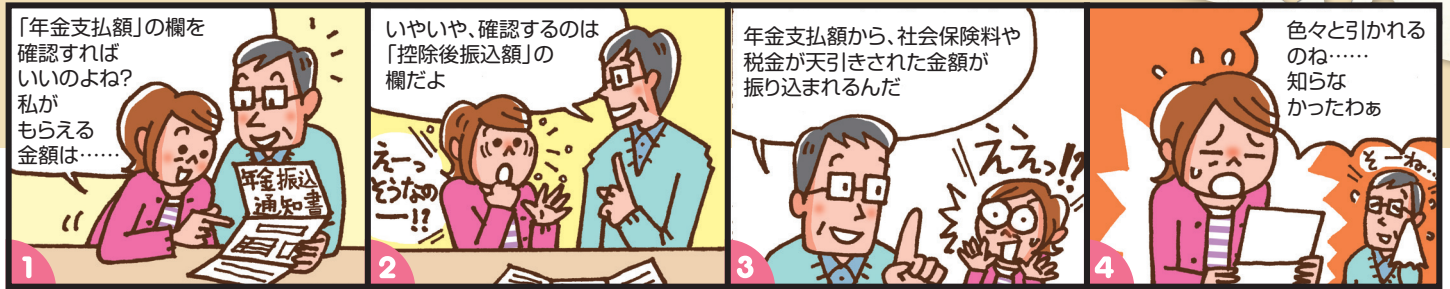
年金と

知って
おきたい!

社会保険料・税金の関係

年金からは、社会保険料や税金が天引きされています。その内容をきちんと把握しておきましょう。所得税が引かれすぎている場合は、確定申告で取り戻すことができます。

監修 / 社会保険労務士 望月厚子、税理士 望月茂



※情報は2022年7月時点のものです。

あなたも勘違いしないために……

1 年金振込通知書の正しい見方

毎年6月上旬ごろに送られてくる「年金振込通知書」。2か月に1回振り込まれる年金の金額や、天引きされる社会保険料や税金の内訳が記載されています。

① 年金支払額

社会保険料や税金が天引きされる前の年金額

② 介護保険料額[※]

年金から天引きされる介護保険料の額

③ 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)[※]

年金から天引きされる後期高齢者医療保険料または国民健康保険料(税)の額
(天引きされるときのみ表示)

④ 所得税額および復興特別所得税額

年金から天引きされる所得税と復興特別所得税(東日本大震災からの復興財源に充てる税金)の額

⑤ 個人住民税額[※]

年金から天引きされる個人住民税の額

⑥ 控除後振込額

実際に振り込まれる年金額(振込1回分)

※年金振込通知書内に記載されている8月以降の額は、予定額です。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。年金から介護保険料が天引きされるのは65歳以上で年金の額が年額18万円以上の方です。

年金振込通知書						(振込予定日) 年 月 日	
年金の制度・種類						年金	
基礎年金番号・年金コード						支給権者氏名	
各支払期の支払額、年金から特別徴収(控除)する額および控除後振込額						振込先	
	令和 令和 各期	年 年 月	月 月 の	令和 令和 各期	年 年 月	月 月 の	参考:前回支払額 (令和 年 月 月)
年金支払額	①	円		円	円	円	
介護保険料額	②	円		円	円	円	
③	円			円	円	円	
所得税額および復興特別所得税額	④	円		円	円	円	
個人住民税額	⑤	円		円	円	円	
控除後振込額	⑥	円		円	円	円	

※ 8月以降の年金から特別徴収する保険料等(下面参照)の決定額は、6月と同じ額を振込に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印影

※日本年金機構HPより、年金振込通知書の一部



詳しくは次のページへ

2

年金から天引きされる、
社会保険料や税金について知ろう

社会保険料

年金からは、介護保険料、国民健康保険料(税)(75歳以上の方は後期高齢者医療保険料)が天引きされます。これらの保険料は前年の所得をもとに計算されるので、前年に会社勤めをしていた方や不動産売買で利益が出た方などは、保険料が高くなる場合があります。

天引きされる社会保険料に不明点がある場合、介護保険料と国民健康保険料(税)についてはお住まいの市区町村役場に、後期高齢者医療保険料については広域連合(連絡先は保険料通知書に記載)にお問い合わせください。



税金

所得税額は、今年の年金額に応じて前年の秋ごろに提出した「扶養親族等申告書」の内容をもとに決まります。一方、個人住民税額は、前年の所得をもとに市区町村で決められ、その税率は自治体によって異なります。

所得税について不明点がある場合は管轄の税務署に、個人住民税についてはお住まいの市区町村役場にお問い合わせください。



年金からいくら天引きされるの？

天引き①

約50,000円

社会保険料が引かれる

前年の所得をもとに計算された介護保険料、国民健康保険料(税)(75歳以上の方は後期高齢者医療保険料)が引かれます。それぞれの実際の額は、住所地の自治体からの通知でご確認ください。

天引き②

約5,600円

所得税・住民税が引かれる

今年の年金額をもとに計算された所得税、前年の所得をもとに計算された個人住民税が引かれます。

基礎控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除などが適用されたうえで、税額が計算されます。

- 所得税(復興特別所得税を含む)……税率5.105%
- 住民税……所得に対して所得割10%+均等割5,000円

※住民税の実際の税率は市区町村によって異なります。

田中さん66歳・年金額40万円(1回分)の場合

※妻66歳・年金額 約13.5万円(1回分)

振り込み

約344,400円

天引き後の年金額が、指定口座に振り込まれます。



コラム

会社勤めの年金受給者は
注目の新制度が!

従来、年金を受給しながら会社に勤める65歳以上70歳未満の方の場合、その間に納めた厚生年金保険料が老齢厚生年金額に反映されるのは、退職時もしくは70歳時でした。しかし、今年4月から「**在職定時改定**」が導入されました。毎年10月に年金額が計算し直され、納めた保険料が年金額に反映されるようになります。増額された年金額が振り込まれるのは12月から。年金額が変わる方には秋ごろに通知が届く予定です。

【豆知識コラム1】

税金がかかる年金&かからない年金

① 老齢年金→かかる

公的年金制度の加入者であった方に、原則として65歳から生涯にわたって支給されます。

② 遺族年金→かからない

公的年金制度の加入者または加入者だった方が亡くなったとき、亡くなった方によって生計を維持されていた要件を満たす遺族で、年金の保険料の納付状況などの条件を満たしていれば、支給されます。

③ 障害年金→かからない

障害年金は、病気やけがによって所定の障害状態になった場合に、年金保険料の納付状況などの条件を満たしていれば、支給されます。

【豆知識コラム2】

「扶養親族等申告書」の提出を

天引きされる所得税を計算する際に、きちんと配偶者控除などが適用されるためには、毎年秋ごろに該当者に送られてくる「扶養親族等申告書」を期日までに返しておく必要があります。

申告書を返さないと、各種控除が適用されず、本来納めるべき額よりも多額の所得税が天引きされることになります。ただし、その場合は、確定申告をすれば、納めすぎた税金を取り戻すことができます。



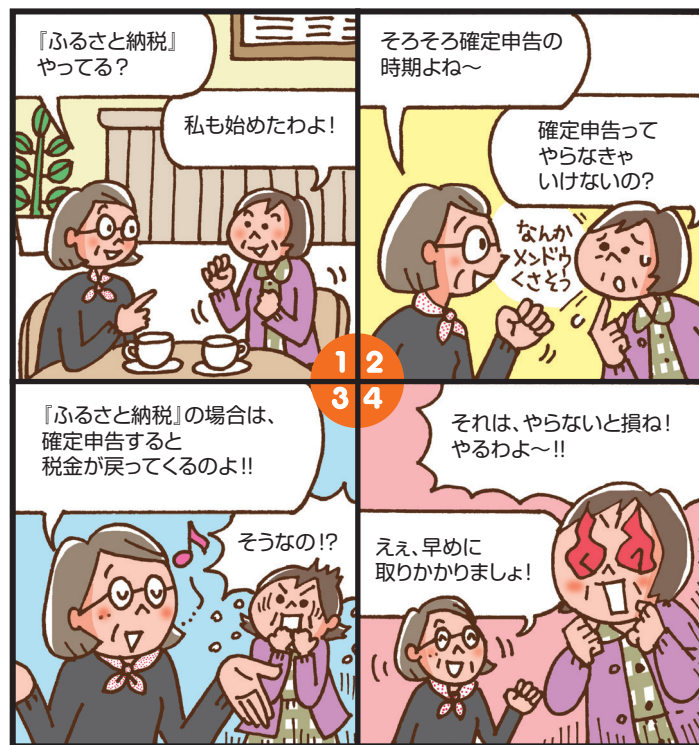
【豆知識コラム3】

年金受給者が亡くなったら……

年金を受給中の方が亡くなった場合、遺族は「受給権者死亡届(報告書)」を提出する必要があります。厚生年金は10日以内、国民年金受給者は14日以内に手続きをしましょう。日本年金機構に個人番号(マイナンバー)が登録されていれば、届け出は省略できますが、亡くなった方がまだ受け取っていない未支給年金がある場合には「未支給年金・未支払給付金請求書」の提出が必要です。

3 損しないために 正しく確定申告を!

扶養親族等申告書を提出して適用される控除は一部です。確定申告をすれば、それ以外の控除が適用され、納めすぎた所得税を取り戻せることがあります。



※ワンストップ特例制度の適用を受けた場合は、確定申告不要です。

確定申告・還付申告とは?

所得税の確定申告……毎年1月1日から12月31日までの間に生じた所得の金額と、それに対する所得税等の額を計算し、確定させる手続きのこと。所得税が戻ってくる場合は「還付申告」といいます。なお、申告する内容によっては、さらに所得税を納めなくてはならない場合も。

手続き方法……所定の書類を税務署に提出する方法のほか、オンラインで手続きする「e-Tax」という方法もあります。



当てはまる方は、確定申告・還付申告を!

確定申告をする必要がある方

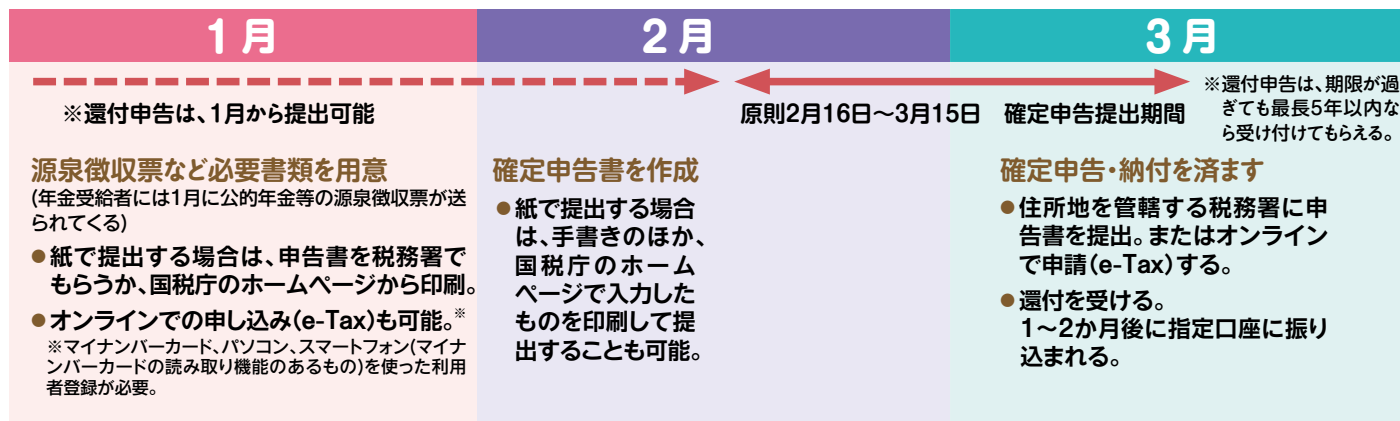
- 国民年金と企業年金など、2か所以上から公的年金を受給している
 - 公的年金のほかに給与所得がある
 - 農業収入などの事業所得がある
 - 共済保険や生命保険の解約返戻金を受け取った
 - 個人年金を受け取っている
 - 不動産などを売却した
 - 山林所得や投資による配当金が一定額以上ある
- ……など

還付申告で税金が戻る可能性がある方

- ふるさと納税をした(ワンストップ特例制度の適用を受けていない方)
 - 共済や保険に加入している
 - 医療費や介護サービス費が一定額を超えた
 - 家族の社会保険料を負担している
 - 災害や盗難に遭った
 - 一定の条件を満たすバリアフリー工事を行った
- ……など



確定申告のスケジュール 対象……前年の1月1日～12月31日の間の所得



こんなときは どうする?

★ 確定申告に必要な源泉徴収票がない

源泉徴収票をなくした場合は、再交付してもらうことができます。

- 電話での申し込み …… マイナンバーまたは基礎年金番号が確認できるものを用意して、「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)または年金事務所へ連絡し、再交付を依頼します。電話の場合、発送まで2週間程度かかります。
 - 窓口での申し込み …… 年金事務所などに本人のマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの(代理人の場合は委任状と代理人の身分が確認できるものもプラス)を用意して申請します。おおむねその日のうちに再交付してもらえます。
- * 「ねんきんネット」でも、源泉徴収票の内容確認と再交付申請ができます。

★ 子の国民年金保険料を親が納めている

- 配偶者や親、子など、生計を同じくする家族の社会保険料を納めた場合は、その金額を社会保険料控除の対象に含めることができます。控除証明書などを保管しておきましょう。
- * 控除の対象になる社会保険料 …… 国民年金保険料、国民健康保険料(税)など。
- (注)年金から天引きされている社会保険料は、対象となりません。

